

最高裁秘書第596号

平成31年2月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年12月11日付け（同月13日受付、最高裁秘書第5242号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

71期判事補志望者に対して実施した、最高裁判所の面接選考に関する文書（実施日時、実施場所、実施方法、面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書をいうものの、これに限られない。ただし、判事補志望者に送付した文書は除く。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。